

議案第 2 号

宇 建 指 第 1 9 7 号
平成 20 年 (2008 年) 8 月 20 日

山口県都市計画審議会会長 様

宇 部 市 長 藤 田 忠 夫

宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

宇部都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書きの規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 地 名 地 番 | 宇部市大字川上字下面井手 1066 番地 1 外 11 筆 |
| (2) 用 途 地 域 | 指定なし |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 特定用途制限地域、建築基準法第 22 条地域 |

- 2 申請者 宇部市大字川上字下面井手 1066 番地 1 株式会社エコル
- 3 申請用途 産業廃棄物処理施設
- 4 敷地面積 4,636.16 m²
- 5 建築面積 725.79 m²
- 6 延べ面積 1,115.54 m²
- 7 建物概要 鉄骨造 2 階建て
- 8 処理能力 廃プラスチック類の破砕：26.3t／日 木くずの破砕：15.8t／日 がれき類の破砕：63.2t／日
- 9 周囲の状況

山陽自動車道宇部インターチェンジから西約 600m に位置し、周囲は山林で、住宅が点在しています。

10 付議の理由

当該施設は、産業廃棄物となる廃プラスチック類、木くず及びがれき類を破砕処理する施設です。当該施設で破砕処理されたものは、製品の原料などに再利用され、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第 87 条第 2 項において準用する同法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書きの規定を適用しようとするものです。